

# ダイオキシン類の法的規制

## ■ 土壌

環境基準	測定方法	備考
1,000pg-TEQ/g (ダイオキシン類対策特別措置法)	ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル ・平成12年1月 ・環境庁水質保全局土壌農薬課	環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施する。

## ■ 底質

環境基準	測定方法	備考
150pg-TEQ/g (ダイオキシン類対策特別措置法)	ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル ・平成12年3月 ・環境庁水質保全局水質管理課	公共用水域水底の底質について適用する。

## ■ 大気

環境基準	測定方法	備考
0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> (ダイオキシン類対策特別措置法)	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル ・平成18年2月 ・環境省 水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室大気環境課	年間平均値とする。

## ■ 排出ガス

環境基準	測定方法	備考	
排出基準 (ダイオキシン類対策特別措置法)	排ガス中のダイオキシン類およびコプラナーPCBの測定方法 ・日本工業規格 JIS K 0311:2005	特定施設の種類には、廃棄物焼却炉、銑鉄製造用電気炉、製鋼用電気炉、亜鉛回収施設、アルミニウム合金製造施設がある。	
(例)			
特定施設の種類	施設の規模	新設する施設の排出基準	既に設置している施設の排出基準
廃棄物焼却炉*1	4t/時以上	0.1n g-TEQ/m <sup>3</sup>	1n g-TEQ/m <sup>3</sup>
	2-4t/時	1n g-TEQ/m <sup>3</sup>	5n g-TEQ/m <sup>3</sup>
	2t/時未満	5n g-TEQ/m <sup>3</sup>	10n g-TEQ/m <sup>3</sup>

\*1 火床面積 0.5 m<sup>2</sup>以上または、焼却能力 50kg/時以上（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合、それらの能力の合計）の廃棄物焼却炉は、特定施設となり使用届の提出およびダイオキシン類の測定とその結果の報告が義務付けられている。

\*2 火床面積 2 m<sup>2</sup>未満、焼却能力 200kg/時未満の焼却炉。

## ■ 燃えがら(焼却灰)、ばいじん(飛灰)

環境基準	測定方法	備考
排出基準 3ng-TEQ/g (H12 厚生令 1号)	環境省告示第 80 号 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき環境大臣が定める方法」 ・平成 16 年 12 月 27 日	左記告示の制定に伴い平成 12 年厚生省令第 1 号および 3 号が廃止された。

## ■ 排水

環境基準	測定方法	備考
排出基準 10pg-TEQ/l (ダイオキシン類対策特別措置法)	工業用水・工場排水中のダイオキシン類およびコプラナーPCBの測定方法 ・日本工業規格 JIS K 0312:2005	ダイオキシン類対策特定施設を設置する特定事業場の排水。

## ■ 環境水

環境基準	測定方法	備考
1pg-TEQ/l (ダイオキシン類対策特別措置法)	工業用水・工場排水中のダイオキシン類およびコプラナーPCBの測定方法 ・日本工業規格 JIS K 0312:2005	年間平均値とする。

## ■ 作業環境

環境基準	測定方法	備考
管理濃度 2.5pg-TEQ/m <sup>3</sup>	廃棄物焼却炉施設内作業におけるダイオキシン類ばくろ防止対策要綱 別紙 1 「基発第 401 号添付」 ・平成 13 年 4 月厚生労働省労働基準局長通達	6 ヶ月以内に 1 回測定

## ■ 人体

環境基準	測定方法
耐容 1 日摂取量 4pg-TEQ/kg/日	ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても、健康に影響を及ぼすおそれがない 1 日当たりの摂取量で、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ダイオキシン量として表し、体重 1kg 中当たり 4pg 以下。耐容 1 日摂取量は、TDI (Tolerable Daily Intake) で表す。WHO 欧州地域事務局・国際化学物質安全性計画 (IPCS) 専門家会合 (1998) では、TDI は 1~4 pg-TEQ/kg/日。当面の最大耐容摂取量は、4 pg-TEQ/kg/日。究極的には 1 pg-TEQ/kg/日未満に低減。